

秋田県と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定書

秋田県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化することについて、以下のとおり包括連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進し、地域のニーズに迅速かつ適切に対応し、県民の健康増進や県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 「日本一高齢者が元気な秋田づくり」に関する事
- (2) 結婚・出産・子育てに関する事
- (3) 交流人口の拡大・環境保全に関する事
- (4) その他県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関する事

2 甲と乙は、前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、協働で実施することが有効な前項各号の事項について連携して取り組むものとする。

3 甲と乙は、前項において連携して取り組むことで合意した事項について、その具体的な推進方法、役割等に関し、別途協議の上、取り決めるものとする。

4 甲と乙は、連携して取り組んだ前項の事項について、その結果、今後の推進方法等に関し、随時協議を行うものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とし、期間満了の日の1ヵ月前までに、甲乙のいずれからも書面による申し出がない場合は、更に有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1ヵ月前までに書面をもって相手方に通知することにより本協定を解約することができるものとする。

（協定の変更）

第4条 本協定の履行に関して特別の事情が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、本協定を変更することができるものとする。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定の締結および実施において知り得た他の当事者の秘密事項を第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 甲と乙は、理由の如何を問わず本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(その他)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義等が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年2月3日

甲 秋田県秋田市山王四丁目1番1号
秋田県知事

佐竹敬久

乙 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号
明治安田生命保険相互会社
取締役会長 代表執行役

鈴木伸彦

「秋田県と明治安田生命保険相互会社との包括連携協定」に基づく 具体的な連携事業

※ 今後、実施に向けて検討する事項も含む。

1. 「日本一高齢者が元気な秋田づくり」に関すること

- (1) ねんりんピック秋田 2017 におけるPR活動等
 - ・リーフレット等を用いた県内でのPRと、会社グループのネットワークを活用した県外でのPR
 - ・健康イベントに関する会社グループのブース設置 等
- (2) 高齢者が「社会を支える担い手の一員」として、生涯現役プレーヤーとして活躍する「日本一高齢者が元気な秋田づくり」の推進支援
 - ・介護、健康づくり、終活等のライフプランに関するセミナーの実施
 - ・がん検診や生活習慣病予防等の秋田県の取組のPR
 - ・はつらつ高齢者輝きアクションプログラムマスコットキャラクター「ねんりん」のPR 等
- (3) 子どもや高齢者が安心して暮らせる街づくりに向けた「地域を見守る」活動
 - ・顧客訪問活動における子どもや高齢者等の様子が変わったことや気付いたことがあった際
の関係機関への連絡 等

2. 結婚・出産・子育てに関すること

- (4) 少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化対策としての出会い・結婚支援活動
 - ・会社職員の「結婚サポーター」への登録
 - ・「街コン」の開催等による出会いの場のプロデュース
 - ・会社のネットワークを活用した秋田県のPRと出会いの場を組み合わせた新しい企画の検討 等
- (5) スポーツを通じた子どもの健全育成に向けた取組支援
 - ・プロサッカーチーム「ブラウブリッツ秋田」の上位リーグへの進出を目指した秋田県と会社グループ職員による試合への応援参加
 - ・サッカー教室等を通じた地域の活性化や子どもの健全育成への貢献 等
- (6) 総合的な少子化対策の支援
 - ・「子どもの国づくり推進協定」の締結と他企業へのPR

- ・会社役職員の「イクボス」宣言による仕事と育児・家庭の両立支援や男性職員の育児参加の推進
- ・関連するセミナーの開催など、仕事と育児・家庭の両立に取り組む企業への支援 等

(7) 男女共同参画社会の実現に向けた活動

- ・「男女イキイキ職場宣言事業所」の協定締結と他企業へのPR
- ・会社役職員による「女性の能力の活用」や「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進
- ・秋田県が主催する関連イベント等への参加 等

3. 交流人口の拡大・環境保全に関すること

(8) 障がい者や外国人などとのコミュニケーションのバリアフリー実現に向けた活動

- ・「コミュニケーション支援ボード」の提供 等

(9) 秋田県の地域資源である山や自然を守る活動

- ・「山の日」制定記念事業（登山道等再整備事業）等への参加
- ・県外居住者にも参加を募るなど、秋田県の環境保全の取組のPR 等

(10) 「あきた水と緑の森林祭」への参加等による森づくり活動への支援

- ・ボランティア参加やブースの設置 等

4. その他県民サービスの向上及び地域社会の活性化に関すること

(11) 交通安全、特殊詐欺被害防止及び3R運動等の県民生活に密着する情報の周知や、関連イベントへの会社役職員の参加やボランティア等による支援

(12) 安全な除排雪作業の普及に向けた活動

- ・雪の事故防止に関するチラシなどの配布 等

(13) その他、県民サービスの向上及び地域社会の活性化に資する連携事業について、別途協議を行い合意できたものから順次実施

以 上